

第26回日本版ナッジ・ユニット連絡会議

固定資産税の口座振替勧奨ナッジ

～横浜市戸塚区との公民連携プロジェクト～

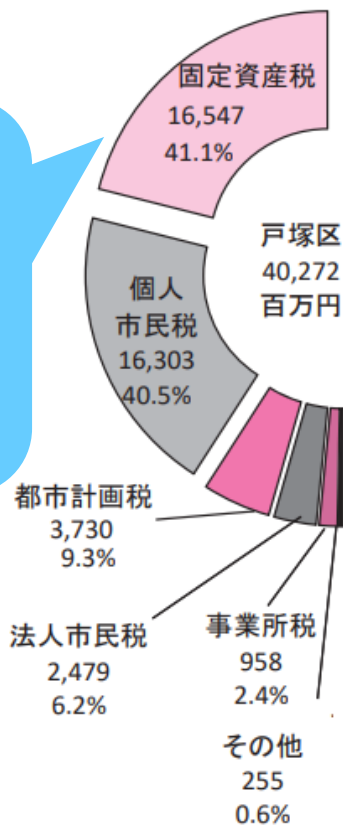
2022年2月7日（月）

小林 庸平

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
主任研究員 行動科学チームリーダー

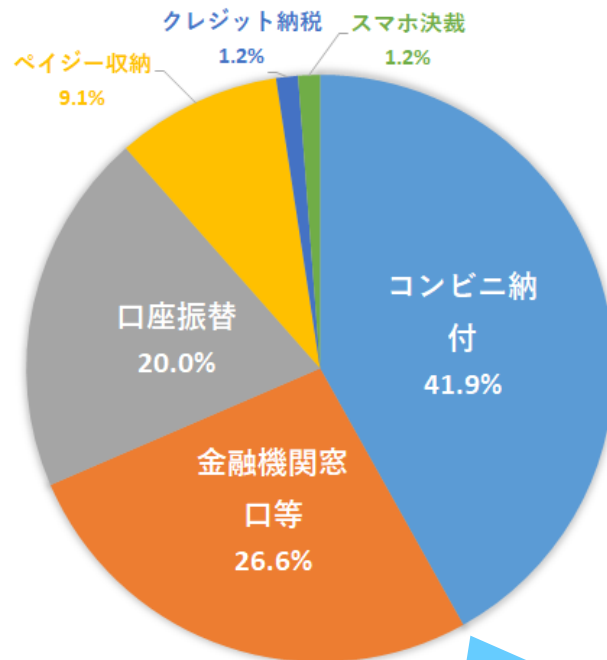
背景

戸塚区の市税収入
(令和元年度：百万円)



横浜市戸塚区において、固定資産税は市税収の約4割を占める最大の税目。

固定資産税の
納付手段別利用状況



コンビニ納付や金融機関窓口等による納付が半分以上を占めており、納付漏れが発生。

背景（つづき）

そのため横浜市戸塚区では、**安心・便利で確実に納期内に納付できる口座振替**による固定資産税納付を進めていきた。

勸奨業務として、固定資産税が新規取得者に対して「**市税口座振替の案内チラシ**」をDM発送。

令和元年度は2,281人にダイレクトメールを発送し、申し込みは142人。

申込率：**約6.2%**

ナッジを活用し、
申込率を高められないか？

今までの口座振替勧奨

【口座振替納付案内セット】

便利・安心・確実!!

市税の納付を、**口座振替**にしませんか？

口座振替を利用すると、手間もひからず納め忘れもなくなり、仕事や家事で忙しい方も安心です。手続きも簡単！便利な口座振替制度をぜひ御活用ください。

●**口座振替**を利用できる横浜市税の種類※いずれの方法も納税通知書を御準備ください。
●市県民・県民税（普通徴収分） ●固定資産税・都市計画税（土庫・家屋） ●固定資産税（償却資産）

＜お申込み方法＞

次の3つの方法からお申込みが可能です。

- ① 郵送でのお申込み**
記入済みの申請書、同封の「横浜市税口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、連絡の捺印を押してください。
→必要事項を記入後、同封の送信用封筒にて御送付ください（この用紙は郵送専用ですので、金融機関の窓口では御利用いただけません）。
※返却物件で口座振替を御希望の方は、同封の依頼書をコピーし、又は横浜市ホームページから依頼書をダウンロードして御利用ください。依頼書をダウンロードする場合は、横浜市ホームページ上部の検索窓から「横浜市税 口座振替」と入力し、検索ボタンをクリックしてください。
- ② 金融機関窓口でのお申込み**
横浜市内の金融機関に、様式のお申込み用紙をお客先付けてあります。
→必要事項を記入後、直接窓口へ提出してください。
お子納付に必要なもの・・・ ***連絡** ***届出印鑑** ***納税通知書**
- ③ キャッシュカードを利用した区役所税務課窓口でのお申込み（ペイジー口座振替）**
各区役所税務課窓口にて、キャッシュカードのみで口座振替のお申込みができます（捺出印鑑は不要です）。
※対応金融機関は、横浜銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、みずほ銀行、川崎信用金庫、横浜信用金庫、ゆうちょ銀行です（金融機関によって法人カード等一部御利用いただけないカードがあります）。
お子納付に必要なもの・・・ ***キャッシュカード** ***納税通知書**

※本年度の税額をすべてお納めの方、また、すでに不動産を売却なさって登記を変更済みの方もお送りいたしております。あらかじめ御了承ください。

※既に口座振替のお申し込みをなさった方は行き違いですので御容赦ください。

お問い合わせ先：財政局税務管理課口座担当
電話番号：045 (671) 3747

横浜市市税口座振替依頼書・自動払込利用申込書 横浜市

郵送専用（ダウンロード専用）

〒220-8501 東京都横浜市中区真砂町2-22 4446 横浜市 登録番号 23118790

記入にあたっては、記入例を参考に、太字の印と太字で記入ください。郵便は発送は、封筒に入れ、郵便番号2200001

申請書は、申請する納付科目の納付期日の前日、またはその日以前に提出してください。提出した後の変更はできません。

申請した日とは異なる日に記入してください。

納付期日	納付金額	納付先	納付方法	納付場所

※この申請書は、横浜市税の納付を依頼するための申請書です。【納付期日】と【納付先】の欄は必ずお読みください。

納税者印 納税者印

納付方法 1 市区民税・市民税（普通徴収分） 2 固定資産税 3 固定資産税・都市計画税（土庫・家屋）

納付方法 1 市区民税・市民税（普通徴収分） 2 固定資産税 3 固定資産税・都市計画税（土庫・家屋）

納付方法 1 市区民税・市民税（普通徴収分） 2 固定資産税 3 固定資産税・都市計画税（土庫・家屋）

1. 市区民税・市民税（普通徴収分）を、納付期日の前日までに納入の通知が送付された方、既に納税済の口座に、郵便振替口座を指定し、7月1日の納付期日に、納付金を入金して頂くことができます。納付期日当日に、横浜市ホームページから納付金の口座振替の通知が送付されます。

2. 固定資産税を、納付期日の前日までに納入の通知が送付された方、既に納税済の口座に、郵便振替口座を指定し、7月1日の納付期日に、納付金を入金して頂くことができます。納付期日当日に、横浜市ホームページから納付金の口座振替の通知が送付されます。

3. 固定資産税・都市計画税（土庫・家屋）を、納付期日の前日までに納入の通知が送付された方、既に納税済の口座に、郵便振替口座を指定し、7月1日の納付期日に、納付金を入金して頂くことができます。納付期日当日に、横浜市ホームページから納付金の口座振替の通知が送付されます。

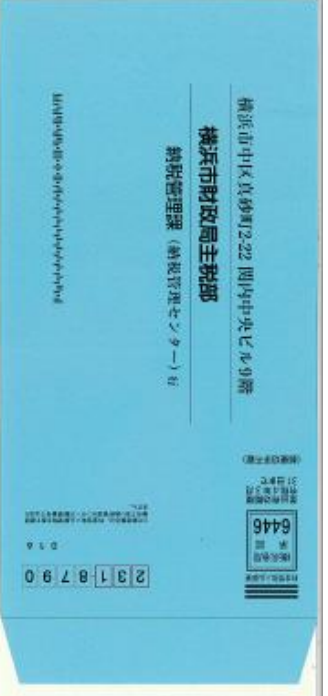
4. この申請書は、市税の納付を依頼するための申請書です。納付期日当日に、横浜市ホームページから納付金の口座振替の通知が送付されます。

5. 納付期日当日に、横浜市ホームページから納付金の口座振替の通知が送付されます。

6. 納付期日当日に、横浜市ホームページから納付金の口座振替の通知が送付されます。

7. 納付期日当日に、横浜市ホームページから納付金の口座振替の通知が送付されます。

8. 納付期日当日に、横浜市ホームページから納付金の口座振替の通知が送付されます。



新築家屋を建てる等、新たに固定資産税が発生する方へ、 口座振替のご案内を送付し、口座振替納付を申し込んでもらう。

ナッジの内容① 簡素化・明確化

【通常版の案内チラシ】

便利・安心・確実!!

★言葉はシンプルに!
★真に必要な情報に限定

★動作指示は具体的かつ明確に!

市税

次の3つの方法からお申込みが可能です。

① 郵送でのお申込み
記入例を参照の上、同封の「横浜市市税口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、通帳の出印を押してください。
⇒必要事項を記入後、同封の返信用封筒にて郵送してください（この用紙は郵送専用です。金融機関の窓口では御利用いただけません）。
※送附物料で口座振替を希望の方は、同封の依頼書をコピー、又は横浜市のホームページから依頼書をダウンロードして郵利用ください。依頼書をダウンロードする場合は、横浜市ホームページ上部的検索窓から「横浜市税 口座振替」と入力し、検索ボタンをクリックしてください。

② 金融機関窓口でのお申込み

お手続きに必要なもの・・・ *キャッシュカード

※本年度の税額をすべてお納めの方、また、すでに不動産を売却なさって登記を変更済みの方にもお送りいたしております。あらかじめ御了承ください。

※既に口座振替のお申し込みをなさった方は行き違いですので郵送致ください。

お問合せ先：財政局納税管理課口座担当

電話 045 (671) 3747

【ナッジ版の案内チラシ】

延滞金のリスクを減らしましょう!

固定資産税は
口座振替で
確実に納期内
納付しましょう

口座振替なら
店舗に行く必要はなく
新型コロナウイルスの
予防にもなります

口座振替のお申し込みは簡単!
次の3ステップだけで完了します

申込書に必要
事項を記入



通帳届出印を
押印



返信用封筒に
入れて返送



11月10日までにお申し込みいただければ
固定資産税第3期の納付に間に合います!

ナッジの内容② 損失メッセージ

【通常版の案内チラシ】

便利・安心・確実!

市税の納付を

口座振替を利用す
さも簡単! 便利な口

◀口座振替を利用し
●市民税・県民税(普

◀お申込み方

次の3つの方法からお申込みが可能

① 郵送でのお申込み
記入例を参照の上、同封の「横浜市市税口座振替依頼書・自動払込用紙」に必要事項を記入し、通帳の届出印を押してください。
⇒必要事項を記入後、同封の返信用封筒にて郵送してください(この用紙は郵送専用です。金融機関の窓口では御利用いただけません)。
※送附物料で口座振替を希望の方は、同封の依頼書をコピー、又は横浜市ホームページから依頼書をダウンロードして郵利用ください。依頼書をダウンロードする場合は、横浜市ホームページ上部の検索窓から「横浜市税 口座振替」と入力し、検索ボタンをクリックしてください。

② 金融機関窓口でのお申込み
横浜市内の金融機関に、複写式のお申込み用紙を備え付けてあります。
⇒必要事項を記入後、直接窓口へ提出してください。
【お手続きに必要なもの・・・ *通帳 *届出印鑑 *納税通知書】

③ キャッシュカードを利用した区役所税務課窓口でのお申込み(ペイジー口座振替)
各区役所税務課窓口にて、キャッシュカードのみで口座振替のお申込みができます(届出印鑑は不要です)。
※対応金融機関は、横浜銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、みずほ銀行、川崎信用金庫、横浜信用金庫、ゆうちょ銀行です(金融機関によって法人カード等一部御利用いただけないカードがあります)。
お手続きに必要なもの・・・ *キャッシュカード *納税通知書

★損失メッセージ

※本年度の税額をすべてお納めの方、また、すでに不動産を売却なさって登記を変更済みの方にもお送りいたしております。あらかじめ御了承ください。

※既に口座振替のお申し込みをなさった方は行き違いですので郵容致ください。

お問合せ先：財政局納税管理課口座担当

電話 045 (671) 3747

【ナッジ版の案内チラシ】

延滞金のリスクを減らしましょう!

固定資産税は
口座振替で
確実に納期内
納付しましょう

口座振替なら
店舗に行く必要はなく
新型コロナウイルスの
予防にもなります

口座振替のお申し込みは簡単!
次の3ステップだけで完了します

申込書に必要
事項を記入



通帳届出印を
押印



返信用封筒に
入れて返送



11月10日までにお申し込みいただければ
固定資産税第3期の納付に間に合います!

ナッジの内容③ 期限の明示

【ナッジ版の案内チラシ】

延滞金のリスクを減らしましょう！

★ 期限を明示

「いつまでに○○すると△△に間に合います」

口座振替のお申し込みは簡単な3ステップだけで完了します

申込書に必要事項を記入



通帳届出印を押印



返信用封筒に入れて返送



11月10日までにお申し込みいただければ
固定資産税第3期の納付に間に合います！

お申込み期限と振替日（引落日）

	開始期	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税・都市計画税	お申込み期限	3月10日	6月10日	11月10日	1月10日
	振替日（引落日）	4月末日	7月末日	12月末日	2月末日

- ※ 全期納付の申込期限日と口座振替日は第1期と同じです。
- ※ 申込期限日が土曜・休日にあたる場合は、その前の営業日が申込期限となります。
- ※ 口座振替日が土曜・休日にあたる場合は、その翌営業日が振替日となります。

口座振替がおすすめの理由

- ① 納付書での納付には延滞金のリスクがあります。納期限を過ぎると延滞金が発生します。納付書で納める場合、うっかり期限を過ぎてしまうことも。
- ② 口座振替なら確実に納期限内に納付ができます。口座振替ならば納期末日に自動引落されるので、払い忘れることなく、確実に納期内納付ができます。

- ※ 市県民税（普通徴収分）でも口座振替が利用できます。
- ※ 納付を取り扱う金融機関は同封の「記入例（裏面）」をご確認ください。

お問い合わせ先：財政局納税管理課口座担当
電話 045 (671) 3747

ナッジの内容④ 所有者コードの同封

【通常版の宛名（所有者コード無し）】

★口座振替申請書に必要な
所有者コードを同封。
探す手間を省くとともに、
自分仕様の体裁に！

口座振替をご利用

税金の種類	固定資産税・都市計画税
所有者コード	納税通知書をご確認ください。

【ナッジ版の宛名（所有者コードあり）】

〒000-0000
神奈川県横浜市 XX 123-45

山田 太郎 様

【お問い合わせ先】
〒231-8313
横浜市中区真砂町 2-2 2
横浜市税政局 納税管理課口座担当
電話 045-671-3747

固定資産税の口座振替納税のご案内

横浜市では、固定資産税の納付について、便利で納め忘れの少ない口座振替のご利用をおすすめしています。口座振替のお申込みをご希望の方は同封の「横浜市市税口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、返信用封筒でご返送ください。

口座振替がご利用可能な固定資産税情報

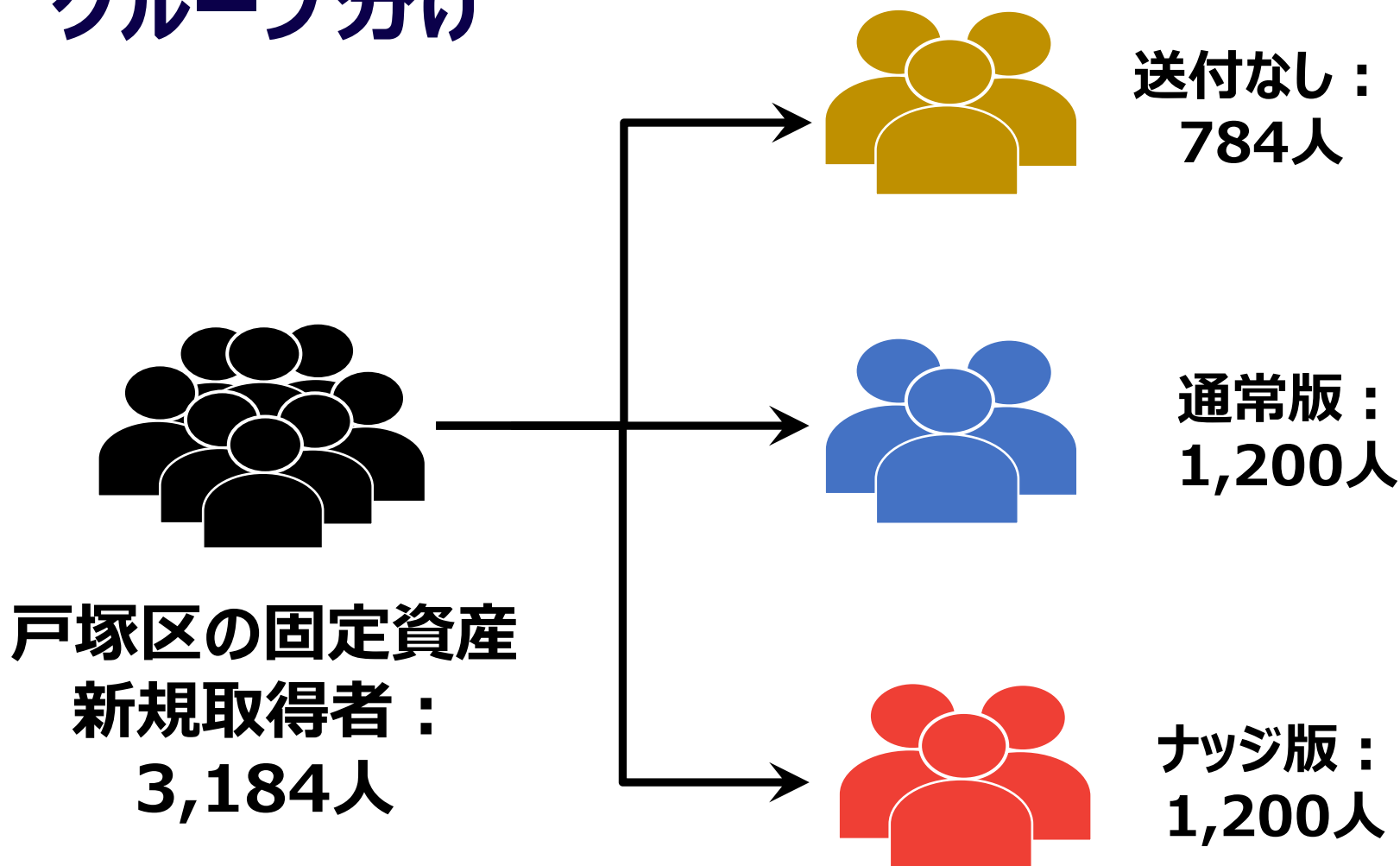
税金の種類	固定資産税・都市計画税
所有者コード	90-XXXXXX

※ 上記の所有者コードは口座振替のお申込みの際に同封の依頼書（申込書）に記入いただく番号です。

※ この案内は令和2年8月19日現在、本市にて確認可能な情報で作成しております。
既にお申込みいただいている場合は、行き違いですのでご注意ください。

※ この案内は令和2年8月19日現在、本市にて確認可能な情報で作成しております。
既にお申込みいただいている場合は、行き違いですのでご注意ください。

グループ分け



予算制約の範囲でランダム化して発送。
市内居住者かどうかや固定資産の共有者かどうかについて、
グループ間に差異なし。

ナッジの効果

(口座振替申込率)

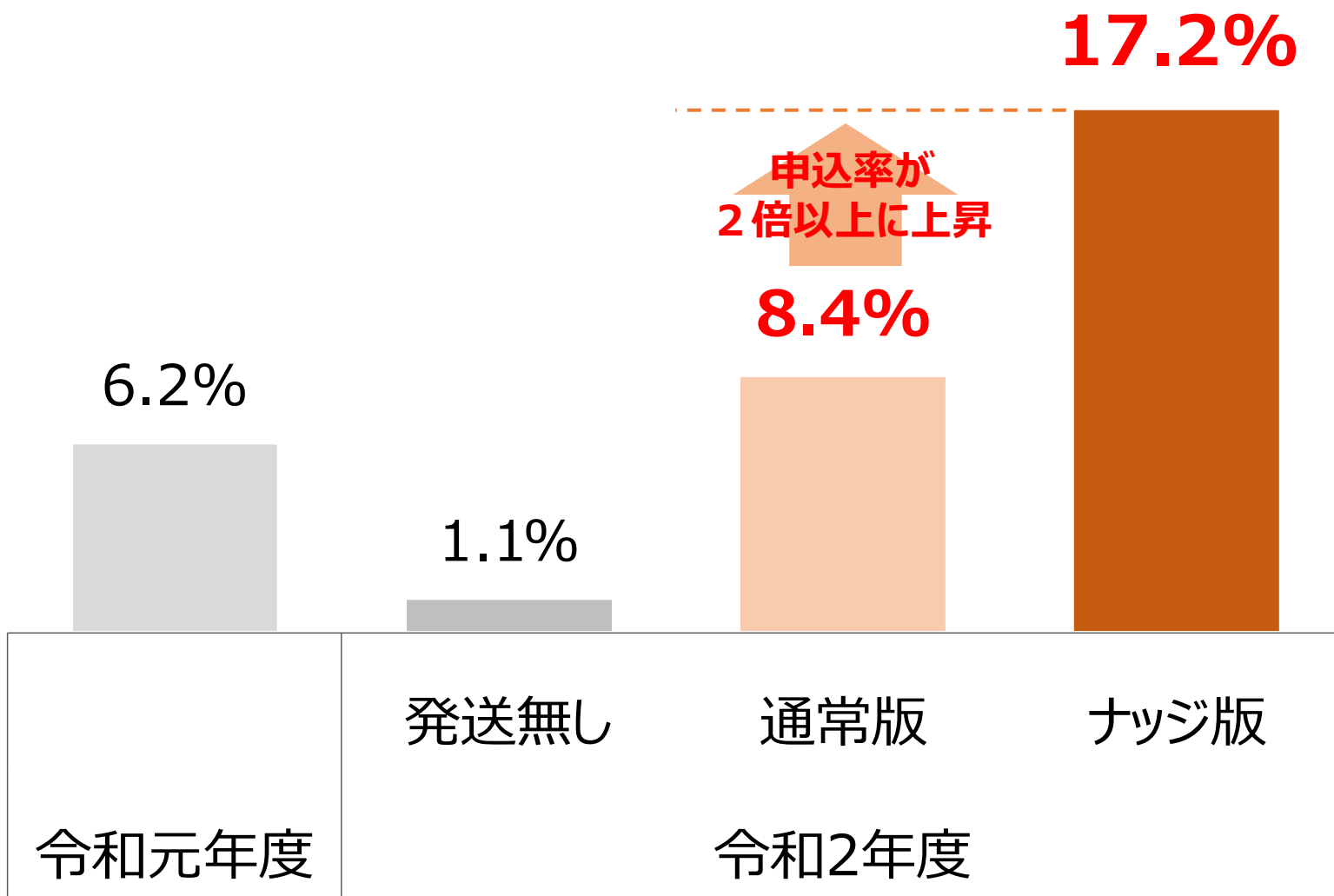
20%

15%

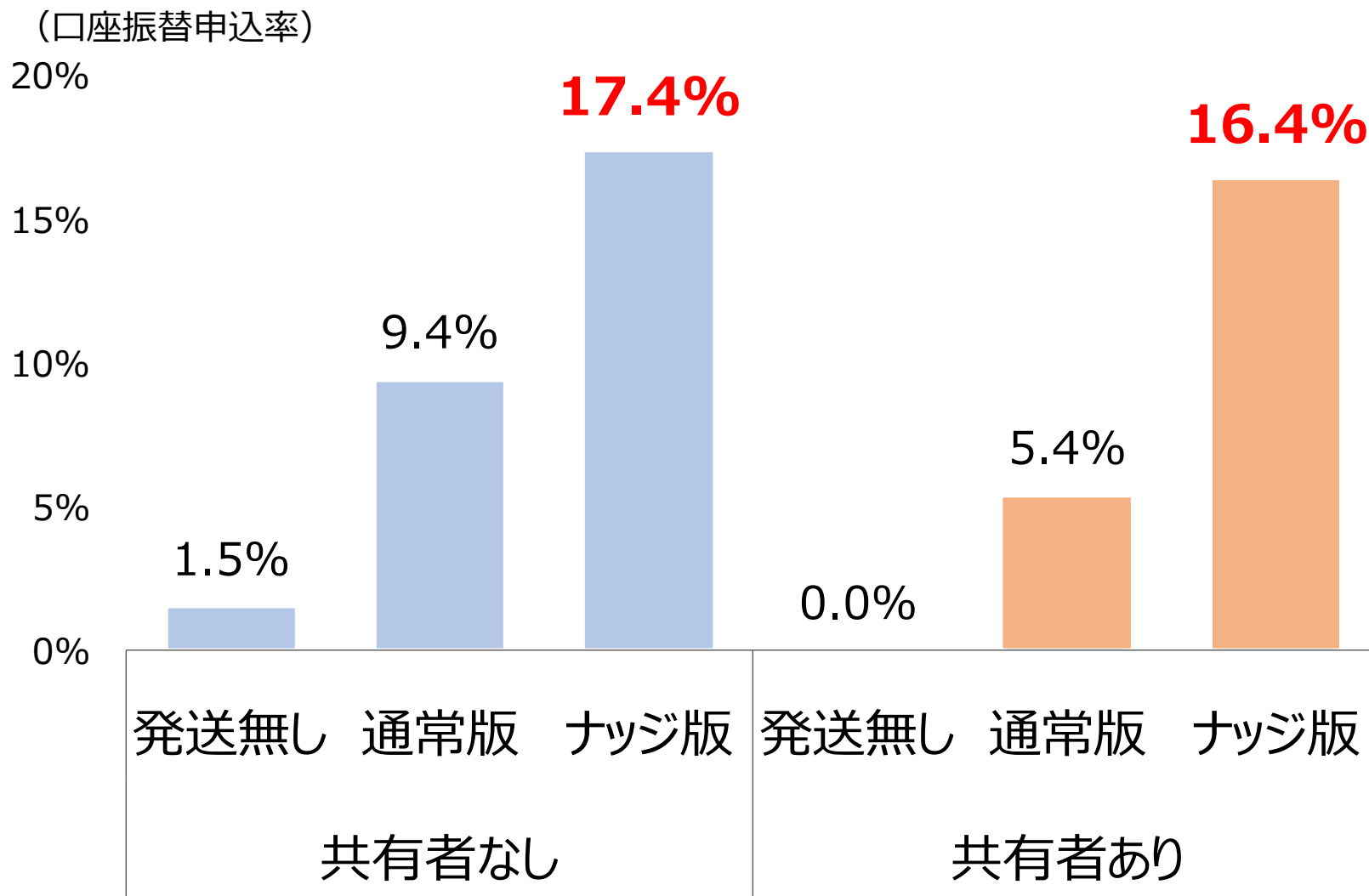
10%

5%

0%



ナッジの効果：共有者の有無別



まとめ

- ① ナッジによって口座振替申込率が**2倍以上に増加**。
- ② **固定資産の共有者**は平均的に申込率が低い**が、ナッジ効果が大きい**。

成果の活用・今後の展開

- ①今年度は、**実証地域を3区に拡大し、ナッジ要素のうち何が効果的だったのか、さらに効果を上げる要素は何か**を検証中。
- ②**分析結果は総務省を通じて全国自治体に共有。作成したチラシも基本的に自由に活用**して頂いている。